

役員等及び評議員選任・解任委員 の報酬等支給規則

平成10年6月1日
社会福祉法人
公共社会福祉事業協会

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人公共社会福祉事業協会（以下「協会」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）及び評議員選任・解任委員の報酬、諸手当及び費用弁償について、その額、支給方法等を定めることを目的とする。但し、協会の職員給与等を支給している者は、この限りでない。

(報酬)

第2条 常勤の役員に対しては、別表1による額の報酬を支給する。

2 報酬は、その役職に就任した日から支給し、辞任等によりその役職を離れた日まで支給する。なお、常勤の役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬をその遺族に支払うものとする。

3 前項の場合において、月の途中においてその職に就いたとき又は月の途中においてその職を離れたときは、日割計算をもってその月分を支給する。この場合の日割計算は、その月の日数による。

4 報酬の計算及び支給日は、「協会」の「給与規則」の第5条を準用する。

5 本規則により計算金額に1円未満の端数が生じたときには、計算の最後に切上げをする。

(費用弁償)

第3条 役員等及び評議員選任・解任委員が協会の用務を遂行するのに要した費用については、別表2による額を支給する。

(手当)

第4条 常勤役員に対しては、賞与、地域手当を支給する。

2 賞与は、6月1日及び12月1日（以下この項において、これらの日を「基準日」という。）のそれぞれの日に在職する役員に対して基準日前1月以内に退職し、もしくは死亡した役員に対して基準日現在において役員が受けるべき報酬月額及

び地域手当の月額合計額（以下この条において「賞与基準額」という。）に、6月に支給する場合は、100分の200、12月に支給する場合は、100分の300を乗じた額に、基準日以前6か月以内の期間におけるそのものの在職期間の区分に応じて、別表3に定める割合を乗じて得た額を協会の定めた基準日の月内に支給する。

3 地域手当は、報酬月額10%を支給する。

4 削除

第5条 削除

（功労金）

第6条 第6条 役員等が辞任等した場合、就任期間に応じて別表4による額の功労金を支給する。ただし、第2条に定める報酬等または、第3条に定める費用弁償等の支給がない役員についてはこの限りでない。

（慶弔見舞）

第7条 慶弔見舞金については、別に定める「慶弔見舞金規則」によりる。

（公表）

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規則は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年6月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年6月18日から施行する。

別表 1 (第2条第1項関係)

区 分	金 額
理 事 長	月 額 366,000
他 常 勤 理 事	月 額 308,000

別表 2 (第3条関係)

(1) 非常勤の役員等が協会の会議等に出席するとき
1 理事長 1日につき 10,000円
2 理事及び監事 1日につき 10,000円
3 評議員 1日につき 10,000円
4 評議員選任・解任委員 1日につき 10,000円
※1か月に支給できる上限は20日とする。
(2) その他、協会の用務を遂行するために要する費用
実費相当額
社会福祉法人公共社会福祉事業協会「旅費規則」に準じて算出した額とする。ただし、特別車両・船室料金を徴収する路線または船舶による用務の場合は、その料金を支給する。

別表 3 (第4条第2項関係)

在 職 期 間		割 合
基準値が6月1日である 場合	基準値が12月1日である 場合	
6か月	6か月	100 —— 100
5か月以上6か月未満	5か月以上6か月未満	80 —— 100
3か月以上5か月未満	3か月以上5か月未満	60 —— 100
3か月未満	3か月未満	30 —— 100

別 表 4 (第6条関係)

在 職 期 間		支 給 額
1年以上	2年未満	5,000円
2年以上	3年未満	10,000円
3年以上	4年未満	15,000円
4年以上	5年未満	20,000円
5年以上	6年未満	25,000円
6年以上	7年未満	30,000円
7年以上	8年未満	35,000円
8年以上	9年未満	40,000円
9年以上	10年未満	45,000円
10年以上		50,000円

- ※1 在職期間の算定の基礎となる在任期間の計算は、役員となった日の属する月から退任した日の属する月までの月数とし、その加算した月数が6月以上の場合は1年に切り上げ、6月未満の端数は切捨てる。
- ※2 功労金の支給は、退任の日から1週間以内に支給する。
- ※3 死亡による辞任の場合は、その遺族（遺族の範囲及び、その支給を受けるべき順位は労働基準法施行規則の規定に準じる。
- ※4 この表における在職期間の算定開始は、平成6年4月1日の協会発足時から起算するものとする。